

長期固定金利住宅ローン「フラット35」商品説明書

商品名	長期固定金利住宅ローン 「フラット35」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込み時の年齢が満70歳未満の責任能力のある方で、完済時の年齢が80歳未満の方。 ・住宅金融支援機構が定める返済負担基準に合致し、安定した継続収入が見込まれる方。 ・建築または購入する住宅に自らが居住し、所有する方。 (セカンドハウスを含む) または、親族が居住するために自らが居住する以外の住宅を建築または購入する方。 ・日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方。 ・住宅金融支援機構融資を返済中の方及び当金庫の規程等により融資をすることが出来ない方は融資の対象外となります。詳しくは窓口にてご確認をお願いします。
お使いみち	<p>(1) 住宅金融支援機構の適格基準に合致し、下記の要件を全て満たされる住宅の建築、購入に要する費用であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の床面積：1戸建て、連続建て、重ね建て住宅の場合は70㎡以上。 共同住宅は30㎡以上。 ・耐久性：住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅であること。 ・申込人またはその家族が居住すること。(セカンドハウスのお取扱可) ・申込人本人が所有(共有を含む)すること。 ・建築、購入費用が1億円以下であること。 ・所在地が当金庫の営業地域内であること。 <p>(2) 費用は下記に該当する資金で、付随する費用、経費は対象外です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築資金 ・マンション、建売住宅の購入資金 ・中古住宅の購入資金 ・住宅の新築、購入に伴う土地の購入資金および定期借地権の権利取得費 ・その他適格基準に合致する資金
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で建設費または購入価格の100%以内(非住宅部分の工事費を除きます)
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・融資期間は15年以上35年以内(1年単位)として、債務者の年齢により下記の規制と特例があります。 ・最終期限日は、債務者が満80歳に到達する日の属する月の前月末を超えないこと。 ・借入申込日における債務者の年齢が満60歳以上の場合は融資期間の下限を10年とします。 ・親子リレー償還の場合は債務者のうち、後継者の年齢を基準とします。
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・融資利率は住宅金融支援機構が提示するこの制度の融資実行日の属する月の住宅金融支援機構提示レートに当金庫の定める手数料分金利を加算した利率と致します。(固定金利)
ご返済負担率	<ul style="list-style-type: none"> ・年収400万円未満 → 30%以下 ・年収400万円以上 → 35%以下
連帯保証人 連帯債務者	<ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人は不要です。 ・下記の方は連帯債務者となります。 収入合算者及び住宅金融支援機構の規程により連帯債務者とすべき方。
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・融資住宅・土地の担保評価及び抵当権の取扱い、担保物権の範囲は住宅金融支援機構の規程によります。

火災保険 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・融資住宅に火災保険または火災共済を付保して頂きます。ただし、敷地に抵当権を設定できない場合はその保険金請求権に機構のための第 1 順位の質権を設定して頂きます。 ・債務者が団体信用生命保険の加入を希望する場合は、住宅金融支援機構所定の団体信用生命保険に加入して頂きます。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 55,000 円 (税込)
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元金均等返済毎月払い又は元利均等返済毎月払い ・ ボーナス払い併用可・融資額の 40%以内 (1 万円単位)
ご返済日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金銭消費貸借契約証書契約日の応答日以外で、10 日・20 日・月末と致します。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者本人の年間収入額が収入に関する基準に満たない場合は住宅金融支援機構の定める基準に該当する方を 1 名に限り、申込人の収入を上限として、その収入を申込人の収入に合算することが出来ます。 ・ お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。

(令和元年 10 月 1 日現在)